地域維持型契約方式公募公告共通事項

1　入札に参加する者に必要な資格

事業協同組合（以下「組合」という。）又は愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成６年11月愛媛県告示第1275号）第２条第４項に規定する地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1)　組合の場合

ア　愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年７月愛媛県告示第607号）第４条第１項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）

ウ　入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ　前年度又は前々年度に完成した愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。）、農林水産部及び土木部発注の格付け業種に係る工事成績評定点（完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

カ　次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

キ　入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対

し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

② 暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者

ク 入札に参加しようとする他の者（共同企業体の構成員である場合を含む。）との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。また、入札に参加しようとする組合の組合員が他の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。

ケ 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可（当該区分が一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項第１号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第２号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。以下同じ。）を有する者であること。

コ 個別事項の表中「格付け業種」に掲げる業種（以下「格付け業種」という。）について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年４月１日制定）第５条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付け、格付け総合数値等が、個別事項の表中「格付け等級」及び「その他（格付け）」に掲げる要件を全て満たす者であること。

サ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。

シ 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第３項の規定に基づき、請負予定金額が4,500万円未満の場合は技術者の専任及び②に掲げる要件は不要とする。）で配置することができる者であること。ただし、法第26条第３項第１号又は第２号に規定する監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、専任での配置を要しない。

① 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

② 開札日以前に申請者と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 共同企業体の場合

ア 構成員の数が個別事項の表中「共同企業体の構成員の数」に掲げる数であり、任意かつ自主的に結成された者であること。

イ 各構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

① (1)アからキに掲げる要件

② 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

③ 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。また、組合を構成員とする場合は、当該組合の組合員が他の共同企業体の構成員として入札に参加していないこと。

④ 個別事項の表中「代表者である構成員」又は「代表者以外の構成員」の欄（以下「各構成員の対応欄」という。）の「許可業種」に掲げる業種について、それぞれ個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可を受けている者であり、かつ、それぞれ個別事項の表中「本店等所在地」に掲げる地域に、それぞれ個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等を有する者であること。

⑤ 個別事項の表中の各構成員の対応欄の「格付け業種」について、「格付け結果通知」の格付け、格付け総合数値等が、それぞれ個別事項の表中「格付け等級」及び「その他（格付け）」に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑥ 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中の各構成員の対応欄の「工事の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。

⑦ 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第３項の規定に基づき、請負予定金額が4,500万円未満の場合は技術者の専任及び b）に掲げる要件は不要とする。）で配置することができる者であること。ただし、法第26条第３項第２号に規定する監理技術者の配置にあたり、次のｂ）の要件を満たす監理技術者補佐を専任で配置できる場合は、監理技術者の専任を要しない。

ａ）　個別事項の表中の各構成員の対応欄の「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

ｂ）　開札日以前に当該技術者を配置する構成員と３ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

⑧　出資比率が、個別事項の表中の各構成員の対応欄の「出資比率」に掲げる要件を満たす者であること。

ウ　共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

①　この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

②　入札参加者として選定されたが、この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

③　入札参加者として選定されなかった場合は、３⑴に掲げる書面による通知までの間

２　入札参加者の選定

⑴　この公告の工事の入札に参加を希望する者（共同企業体の場合は、代表者となろうとする者。）は、電子証明書（ＩＣカード）を取得し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年８月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）への利用者登録を完了した上で、次の申請書類をこの工事を発注する契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ア　組合の場合

①　入札参加申請書

②　入札参加資格確認資料

イ　共同企業体の場合

①　地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

②　共同企業体協定書の写し

③　入札参加資格確認資料

⑵　⑴の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

⑶　⑴の申請書類の提出期間及び提出方法

ア　提出期間

個別事項の表中「入札参加申請書の提出期間」に掲げる期間

イ　提出方法

アの期間内の受付時間中（愛媛県の休日を定める条例（平

成元年愛媛県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日の午前８時30分から午後５時までをいう。以下同じ。）に７(6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ　提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4)　入札参加者選定後の指名通知日

個別事項の表中「入札参加者への指名通知日」に掲げる日

(5)　入札参加者の選定方法

入札参加者は、１の要件を全て満たし、(3)アの期間内に(1)の申請書類を提出した者のうちから、(1)ア②又は(1)イ③の内容を審査し選定する。

３　入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

(1)　２(5)において、入札参加者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対しては、書面により通知するものとする。

(2)　非選定者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「選定されなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに７(6)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

(3)　(2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

４　入札説明書の掲載等

(1)　入札説明書の掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2)　入札説明書の掲載場所

愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等・紙入札分））

https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/list92-686.html

(3)　なお、設計書、図面及び仕様書については、個別事項の表中「設計書等の閲覧期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより閲覧に供する。

(4)　入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に、持参又は郵送等により、７(6)に掲げる場所へ提出すること。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等・紙入札分））により公表する。

5　入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(3) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、入札説明書に定めるところにより、(1)の期間内の受付時間中に７(6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

ア　入札回数は、１回とする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6　落札者の決定方法

(1) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年10月１日制定）第３条第１項に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。

(2) 最低価格入札者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにお

いて公表する。詳細は、入札説明書による。

7　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札に際しては、入札金額の100分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、２(5)に掲げる入札参加者の選定の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ　契約に際しては、請負代金額の10分の１以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2)　工事費内訳書の提出

ア　入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあっては、５(1)の期間内の受付時間中に(6)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ　工事費内訳書には、工事区分及び工種ごとに、金額を記載すること。

ウ　提出された工事費内訳書は、返却しない。

(3)　入札の無効等

２(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書及び愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4)　契約書作成の要否

要

(5)　落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が１に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(6)　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(7)　設計書等の閲覧に供する場所

個別事項の表中「設計書等の閲覧に供する場所」に掲げるとおり

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。